

盲養護老人ホーム梨ノ木園 運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人伊賀市社会事業協会（以下「事業者」という。）が設置経営する盲養護老人ホーム梨ノ木園（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って処遇を行うよう努めます。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 4 視覚障害のある利用者に配慮した環境設備の提供、専門性のある支援に努めます。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-------|---------------|
| 一 名 称 | 盲養護老人ホーム 梨ノ木園 |
| 二 所在地 | 三重県伊賀市朝屋734-1 |

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとします。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年

7月1日厚生省令第19号)第12条第4項に規定するところによります。

(1)	施設長	1名	(常勤)
(2)	医師	1名	(嘱託医・非常勤)
(3)	主任生活相談員	1名	(常勤)
(4)	生活相談員	1名以上	(常勤換算)
(5)	主任支援員	1名	(常勤)
(6)	支援員	5名以上	(常勤換算)
(7)	看護職員	2名以上	(常勤換算)
(8)	栄養士	1名以上	(常勤)
(9)	事務員	1名以上	(常勤)
(10)	調理員	3名以上	(常勤)

(職務の内容)

第5条 施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。

2 医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。

3 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行います。

第3章 入所定員

(利用者の定員)

第6条 施設に入所できる利用者の定員は50人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所させません。

第4章 利用者の処遇の内容

(処遇の方針)

第7条 施設は、利用者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を適切に行います。

2 利用者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。

- 3 施設の職員は、利用者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。
- 4 施設は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。
- 5 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（処遇計画の作成）

第8条 処遇計画の作成には生活相談員が行います。

- 2 生活相談員は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成します。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

（相談、援助等）

第9条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- 2 施設は、利用者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。
- 3 施設は、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについてその者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。
- 4 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。
- 5 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努めます。
- 6 施設は、利用者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行います。
- 7 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行います。

（日課）

第10条 施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践します。

(余暇活動)

第11条 施設長、生活相談員等は、利用者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めます。

(日用品等の給貸与)

第12条 利用者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与します。

(食事)

第13条 食事の提供は、栄養及び利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 7 : 4 5 ~ 8 : 3 0

昼食 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0

夕食 1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 0 0

(居宅介護サービスの利用)

第14条 施設は、利用者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられるよう、必要な措置を講じます。

(健康管理)

第15条 施設長、医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録します。

2 利用者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行います。

3 医師は毎週1回診療に当たります。

(衛生管理)

第16条 施設は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行います。

一 衛生知識の普及指導

二 年2回以上の大掃除

三 月1回以上の消毒

四 週2回以上の入浴又は清拭

五 その他必要なこと

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(利用者の処遇の状況に関する記録の整備)

第17条 施設は、次の各号に掲げる利用者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の目から5年間保存します。

- 一 利用者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 利用者からの苦情の内容等の記録
- 五 利用者に対する処遇による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第18条 施設は、利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、利用者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所)

第19条 施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、利用者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮します。

(入所時の面接)

第20条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めます。

(退所事由)

第21条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡します。

- 一 利用者からの退所の申出があったとき。
- 二 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき。
- 三 利用者が病院等に入院し3か月以上経過したとき及び3か月以上の期間入院が見込まれるとき。
- 四 利用者が死亡したとき。

(社会復帰の支援)

第22条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めます。

2 施設は、利用者の退所後も、必要に応じ、その利用者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに適切な援助を行います。

(無断退所)

第23条 利用者が、無断で10日以上帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡します。

- 一 退所（推定）日
- 二 退所原因
- 三 その他必要な事項

(命令退所)

第24条 施設長は、利用者が次に該当するときは、福祉事務所と協議しその承認を得て退所させることができる。

- 一 第32条に違反し、その後施設長の指導又は指示にしたがわないとき。

(日課の励行)

第25条 利用者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、支援員、機能訓練指導員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

(面会時間と消灯時間)

第26条 面会時間は、原則9時～20時までとします。また、消灯時間は、21時です。

(喫煙)

第27条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

(飲酒)

第28条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

(外出及び外泊)

第29条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届出、許可を得る必要があります。

(健康保持)

第30条 利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

(衛生保持)

第31条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければなりません。

(禁止行為)

第32条 利用者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成します。

2 非常災害に備え、職員及び利用者に周知徹底を図るため、月1回以上避難、救出その他必要な訓練等を実施します。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

(居室)

第34条 利用者の居室は、個室と二人部屋とします。

(静養室)

第35条 利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、医務室又は職員室に隣接して設けています。

(洗面所及び便所)

第36条 居室がある各階に洗面所や便所を設けています。便所については、男子用と女子用を別に設けています。

(医務室)

第37条 利用者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

(職員室)

第38条 居室のある階ごとに居室に近接して職員室を設け、机・いすや書類等保管庫など必要な備品を備えています。

(職員の服務規程)

第39条 職員は、老人福祉関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける

(職員の質の確保)

第40条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(個人情報の保護)

第41条 施設の職員は、業務上知り得た人所者又はその家族の秘密保持を厳守します。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た人所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(緊急時の対応)

第42条 施設の職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、連やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第43条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(虐待防止に関する事項)

第44条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第45条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるよう努めるものとする。

- 一 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第46条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 一 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- 二 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行なう。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第47条 男女雇用機会均等法における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じるものとする。

- 一 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 二 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 三 その他ハラスメント防止のために必要な措置

(記録の整備)

第48条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、利用者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

(苦情処理)

第49条 施設は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(地域との連携)

第50条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(掲示)

第51条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示します。

(協力医療機関等)

第52条 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

(勤務体制等)

第53条 施設は、利用者に対して適切な処遇を提供できるよう、職員の体制を定めます。

2 利用者に対する処遇の提供は、施設の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

(その他)

第54条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人伊賀市社会事業協会と施設との協議に基づいて定めるものとします。

附 則 この規程は、平成18年10月1日から施行します。
 この規程は、令和 3年 4月1日から施行します。